

光市公告第47号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年7月18日

光市長 芳岡 統

記

1 業務名

光市営バス運行業務

2 業務場所

光市内

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 業務期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び光市長
期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年光市
条例第18号）第2条の規定による長期継続契約）

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) この公告の日の前日までに、本社を山口県内に有している法人であること。
- (3) 過去5年間において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の自家用有償旅客運送のうち、市町村が運営する交通空白地有償運送の運行業務を受託した実績があること。
- (4) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の16第1項に該当し、かつ、中型自動車免許を保持している者が3人以上在籍していること。
- (5) 国税、県税及び市町村税の未納及び滞納がないこと（法人の代表者が光市に住所を有する場合は、代表者の本市市税を含む。）。
- (6) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても指名停止期間中等でないこと。
- (7) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一案件に参加していないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていること。

6 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 使用印鑑届
- (3) 履歴事項全部証明書の写し（申請受付日において発行日から3箇月以内のもの）

- (4) 税の未納及び滞納がないことの証明書（申請受付日において発行日から3箇月以内のもの）
 - ア 委任がないときは、本社所在地に係る国税、県税及び市町村税
 - イ 委任があるときは、本社に係る国税並びに委任地先に係る県税及び市町村税
- (5) 委任状（契約、請求等を本社以外で行う場合）
- (6) 直近1年間の決算書類（決算報告書、貸借対照表及び損益計算書）の写し
- (7) 実績が確認できる契約書等の写し
- (8) 暴力団排除に関する誓約書

7 設計図書及び申請書類の入手方法

光市公共交通政策課のホームページからダウンロードすること。

8 申請方法

- (1) 6に掲げる書類を、光市公共交通政策課公共交通政策係（〒743-8501 光市中央六丁目1番1号）に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期限までに必着とすること。
- (2) 令和7年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「業務委託（運送・旅行）、旅客運送」に登録されている者については、6の(1)及び(7)のみを提出するものとする。
- (3) 申請書類の提出期限は、令和7年8月1日（金）午後5時15分までとする。なお、申請書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後はできない。

9 入札参加資格確認通知

申請書類の審査後、入札参加については、令和7年8月5日（火）に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をファクシミリにて通知する。

1 0 質問の方法

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を通知した者のうち、入札参加資格を有すると認められたものは、本契約及び入札に関して質問があるときは、ファクシミリにより質問書を提出すること。

FAX番号 0833-72-6166（光市入札監理課）

- (2) 質問書の提出期限は、令和7年8月8日（金）正午までとする。
- (3) 質問の回答は、令和7年8月18日（月）までに、入札参加資格を有すると認められたもの全員に、質問内容と併せてファクシミリにより書面で回答する。

1 1 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年8月19日（火） 午前10時
- (2) 入札場所 光市役所3階 大会議室1号室

1 2 入札保証金

免除

1 3 入札に関する事項

- (1) 入札書の記載

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に

記載すること。

イ 入札書に記載する金額は、年額委託料の額とし、市営バスの車両不良や利用者が乗車定員を超えた場合に発生する費用は、入札金額に含めないこと。

ウ 入札書に記載する日付は、入札日の日付とすること。

(2) 入札の執行

ア 郵送での入札書の提出は認めない。

イ 入札書の提出は、入札書を件名及び入札者の名称を表記した封筒に入れて、入札箱に入れることにより行う。入札箱に投函後の書換え、引換え、撤回等はできない。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書のアmountが予定価格以下で、かつ、最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は、1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の例による。

(3) その他

ア (1)及び(2)に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市財務規則、光市物品調達等の指名競争入札に関する要綱（平成20年光市告示第5号）、光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則（平成19年光市規則第9号）の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。